

学びを支える 修学支援制度

市や県には、様々な修学支援制度があります。応募資格や受付期間などが異なりますので、詳しくはお問合せください。

令和5年度 就学援助制度のご案内

小・中学校の児童・生徒の学用品費、新入学学用品費、給食費、修学旅行費、医療費（むし歯などの学校病に限る）などの一部の費用を援助します。

☑️市民税が非課税のかた／児童扶養手当を受けているかた／国民年金の保険料や国民健康保険税が減免されているかた／世帯の総収入額が少なく経済的にお困りのかた ※このほか、事故・災害・長期入院・失職・新型コロナウイルス感染症の影響による減収等の理由で経済的にお困りのかたなど

☑️在学する小・中学校へ（申請書は各小・中学校で配布）。※在学中のかたは受付中。新入学生は入学後4月に受付。

☑️各小・中学校、教育委員会事務局学務課（☎017-718-1414）、または浪岡教育課（☎0172-62-3003）

その他の修学支援制度



	制度名	内容	問合せ先
奨学金事業	青森市奨学金	保護者の住所が本市にあり、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生などに対して奨学金を貸与します。	教育委員会事務局学務課 ☎017-718-1414 教育委員会事務局浪岡教育課 ☎0172-62-3003
	高等学校等奨学金	保護者が青森県民であり、学業、人物が優れているにも関わらず、経済的理由により修学が困難な高校生などに対して奨学金を貸与します。（通学費等一部返還免除制度あり）	青森県育英奨学会（青森県教育庁教職員課内） ☎017-734-9879
	大学奨学金	保護者が青森県民であり、令和5年4月に大学入学見込みのかたで、学業、人物が優れているにも関わらず、経済的理由により修学が困難な大学生に対して奨学金を貸与します。（募集期間12月上旬～翌年3月下旬）	
	大学入学時奨学金	保護者が青森県民であり、学業、人物が優れているにも関わらず、経済的理由により修学が困難な高校生に対して大学入学に必要な奨学金を貸与します。（募集期間7月上旬～12月中旬 返還免除制度あり）	
修学資金等貸付事業	母子父子寡婦福祉資金	母子家庭・父子家庭・寡婦のかたに、お子さんが修学するための授業料、書籍代、通学費等及び就学するための被服等の購入に必要な経費の貸付を行います。	
	教育支援資金	他の貸付制度等の利用が困難な低所得者世帯のかたに、お子さんの入学または修学に必要な経費の貸付の相談を受け付け、条件の合うかたに貸付を行います。	青森市社会福祉協議会 ☎017-723-1340 青森市社会福祉協議会浪岡支部 ☎0172-62-9011
修学支援事業	高等学校等就学支援金	高等学校等に在学している生徒に対して、保護者等の所得要件等により、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給します。（返済不要）※学校側で授業料に充てるため、直接支給なし	●国公立の場合 青森県教育庁学校施設課 ☎017-734-9873
	高校生等奨学のための給付金	授業料以外の教育費の負担を軽減するため、一定の要件を満たす高校生等がいる世帯の保護者等に対して、給付金を給付します。（返済不要）	●私立の場合 青森県総務部総務学事課 ☎017-734-9869
	青森県私立高等学校等就学支援費補助金	私立高校等に在学する生徒が一定の所得区分世帯に該当する場合、高等学校等就学支援金に補助金を上乗せするほか、入学金に充てる補助金を支給します。（返済不要）	青森県総務部総務学事課 ☎017-734-9869

令和5年新年祝賀会

青森商工会議所・青森市浪岡商工会と市が共催で「新年祝賀会」を開催します。皆さんのご参加をお待ちしています。なお、当日はマスク着用の上、平服でお越しください。
時 令和5年1月4日（水）
受 付 ・ 賀 詞 交 換 ▼ 午後3時30分から
式 典 ▼ 午後4時30分から
※式典は1時間程度の予定
所 ホ テ ル 青 森 3 階 「 孔 雀 の 間 」
料 3 千 円
申 12月1日（木）から16日（金）
ま で に 料 金 を 持 参 の 上 、 秘 書 課 （ 本 庁 舎 2 階 ） 、 浪 岡 振 興 部 総 務 課 （ 浪 岡 庁 舎 2 階 ） 、 青 森 商 工 会 議 所 6 階 受 付 、 青 森 市 浪 岡 商 工 会 1 階 受 付 の い ず れ か へ （ 月 5 金 曜 日 午 前 9 時 ～ 午 後 5 時 受 付 ）
※事前申込制
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、飲食を伴わない開催となりますが、お土産をご用意します。

☎017-734-5084

☎017-734-5084

子育て世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか

食材料費等の物価高騰に直面する18歳以下の児童がいる世帯を支援するため、子育て世帯臨時特別給付金（児童1人当たり2万5千円）を支給しています。

◆申請が必要なたた：公務員で所属庁から児童手当を受給しているかた・高校生等のみを養育しているかた
※対象者等の詳細は、広報あおもり10月1日号をご覧ください。

◆申請期限：12月31日（土）※当日消印有効／窓口持参の場合は12月28日（水）まで
◆郵送申請先：柳川庁舎 子育て支援課（〒038-8505 柳川二丁目1-1）

◆窓口開設場所：駅前庁舎3階会議室、浪岡庁舎1階健康福祉課

問子育て支援課※専用ダイヤル
☎017-761-4489
浪岡振興部健康福祉課
☎0172-62-1113

固定資産の届出をお忘れなく

固定資産税の賦課期日は、毎年1月1日です。次の場合は届出が必要です。

- ①所有者が亡くなったが、土地・家屋の相続登記が完了していない場合
- 相続人の中から納税通知書等を受領する代表者を決めていただき、「固定資産現所有者申告書」を提出してください。
- ②未登記家屋について、売買・相続・贈与等によって所有者を変更した場合や、用途を変更した場合
- ③「補充家屋にかかる名義人変更及び区分構造変更申告書」を提出してください。
- ④家屋を新築・増築・取壊した場合

「固定資産税にかかる新築・増築・取壊し申告書」を提出してください。

④一定要件を満たす耐震・バリアフリー・省エネ改修の工事をした場合
固定資産税が減額される場合があります。工事完了日から3か月以内に各種申告

書を提出してください。
問資産税課
☎017-734-5200

浪岡振興部納税支援課
☎0172-62-1186

▼償却資産の申告を

個人または法人が事業に使用する機械、器具、構築物等を償却資産といい、課税の対象となります。

償却資産を所有しているかたは、令和5年1月31日（火）までに申告してください。

問令和5年1月1日現在で、市内に償却資産を所有（貸付け）している個人・法人
問資産税課
☎017-734-5204

なお、市ではインターネット（地方税ポータルシステム「eLTAX」）を利用した償却資産の電子申告を受け付けていますので是非ご利用ください。※利用する場合は事前に「eLTAX」ホームページにて届出が必要
問eLTAXヘルプデスク
☎0570-081459
https://www.eltax.itago.jp

市長コラム

小野寺あきひこのスコラム!



青森市の未来を担う子ども達が主役となる姿に立ち会う機会が続きました。

10月29日、(仮称)青森市アリーナ建設工事に関する「ものづくり体験」へ。高校生10名が実際の建設現場に入り鉄筋結束作業を行ったあと、VRで完成した建物をリアルに体感しました。令和6年7月、自分が携わった施設が供用開始する喜びを実感する機会になるはず。

10月30日は、青森開催の全日本合唱コ



10月29日、(仮称)青森市アリーナ建設工事に関する「ものづくり体験」。青森工業高校と青森西高校、青森明の星高校の皆さんの手際よい鉄筋結束に驚き。

ンクール全国大会中学校部門へ。東北支部代表として青森市立沖館中学校が出場し、「めでたしマリア、恵みに満ちた方よ」と「幸あれ、天の女王」の2曲を披露。深い響きの歌声で会場を魅了し、みごと銀賞に輝いた合唱部の皆さんに、表彰式で拍手を送りました。

11月2日、学校安全総合支援事業による避難所運営訓練（荒川中学校区）へ。会場の荒川小学校、高田小学校では、男女共同参画みらいねっと小山内世喜子代表のご指導のもと、高齢者や妊産婦のかたなど、避難者の多様性に配慮した受付体験を実施。今後5年間で市内19の全中学校区で訓練を実施します。

小・中・高生の世代を問わず、非日常の経験がきっと貴重な蓄積となって、将来実を結ぶ事を期待しています。